

犯罪被害者等給付金支給法施行令

昭和五十五年十一月四日
政令 第二百八十七号

内閣は、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第二十六号）第二条第二項、第七条、第九条、第十二条第一項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（身体上の障害の程度）

第一条 犯罪被害者等給付金支給法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める身体上の障害の程度は、別表第一に定めるとおりとする。

（法第七条の政令で定める給付等）

第二条 法第七条の政令で定める給付等は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第一項第三号、第四号又は第六号に掲げる保険給付（同項第四号に掲げるものにあつては、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三百三十号）附則第四十二条第五項の規定により遺族補償年金とみなされるものを含む。）、労働者災害補償保険法第二十一条第三号、第四号又は第六号に掲げる保険給付（同条第四号に掲げるものにあつては、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）附則第四条第二項の規定により遺族年金とみなされるものを含む。）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三の規定に基づき補償その他これらに類する給付等で、不慮の死亡又は重障害が発生した場合に国家公安委員会規則で定める法令の規定に基づき支給されるものとする。

（法第七条の給付等に相当する金額）

第三条 法第七条の政令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 前条に規定する給付等が一時金としてのみ行われるべき場合 当該一時金の額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該給付等の価額、支給の時期及び法定利率を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額

（給付基礎額）

第四条 法第九条の政令で定めるところにより算定する給付基礎額は、被害者とその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労

働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。）に、遺族給付金の場合にあつては百分の七十を、障害給付金の場合にあつては百分の八十をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を給付基礎額とする。

（倍数）

第五条 遺族給付金に係る法第九条の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める倍数とする。

- 一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族が、犯罪行為が行われた当時、被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次のいずれかに該当していた場合 千三百倍
- イ 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- ロ 六十歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この号において同じ。）
- ハ 十八歳未満の子又は孫
- ニ 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹
- ホ ロからニまでに掲げる者以外の夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める廃疾の状態にあるもの

二 前号に掲げる場合以外の場合 千倍

障害給付金にかかる法第九条の政令で定める倍数は、当該身体上の障害の該当する等級に応じ、別表第一に定める倍数とする。
（仮給付金の額）

第六条 法第十二条第一項の政令で定める額は、遺族給付金にかかる裁定の申請にかかるものにあつては法第九条並びに第四条及び前条第一項の規定により計算した額の三分の一に相当する額とし、障害給付金に係る裁定の申請に係るものにあつては別表第一の第三級に應ずる倍数を用いて法第九条及び第四条の規定により計算した額の三分の一に相当する額とする。

（国家公安委員会規則への委任）

第七条 犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関する手続その他犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

(公害健康被害補償法施行令の一部改正)

2 公害健康被害補償法施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

二十九 犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）

(警察法施行令の一部改正)

3 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「警察法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(専門委員)

第一条 警察法（以下「法」という。）第十二条の二第一項に規定する専門委員は、学識経験のある者のうちから、国家公安委員会が任命する。

2 専門委員の任期は、二年とする。

3 専門委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 この政令に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第二条に次の一号を加える。

九 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

付録の第一及び第二中「^㉑ 警察教養及び監察に關すること。」を「^㉑ 警察教養及び監察に關すること。
^㉒ 犯罪被害者等給付金に關すること。」に改める。

付録の第三中「^㉓ 警察裝備に關すること。」を「^㉓ 犯罪被害者等給付金に關すること。
^㉔ 警察裝備に關すること。」に改める。

十五 留置場に関すること。

十六 留置場に関すること。

付録の第四中「^① 警察教養及び監察に関すること。」を「^① 警察教養及び監察に関すること。^② 犯罪被害者等給付金に関すること。」に改める。

付録の第五中「^① 警察装備に関すること。^② 留置場に関すること。」を「^① 犯罪被害者等給付金に関すること。^② 警察装備に関すること。^③ 留置場に関すること。」に改める。

(警察庁組織令の一部改正)

4 警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

九 犯罪被害者等給付金に関すること。

別表第一（第一条、第五条、第六条関係）

等級	身体上の障害	倍数
第一級	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの 十 重複障害（身体上の障害が重複する場合における当該重複する障害をいう。以下同じ。）の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 	一、三四〇
第二級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの 五 前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の 	一、一九〇

	<p>障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの</p>	
<p>第三級</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>五 両手の手指の全部を失つたもの</p> <p>六 前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの</p> <p>七 重複障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</p>	<p>一、〇五〇</p>

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折以上のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の手湯部は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 重複障害の程度に係る等級の認定は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第 四百二十九号）第七条第二項及び第三項の規定の例により、国家公安委員会規則で定めるところによる。

別表第二（第四条関係）

一 遺族給付金

<p>犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢</p>	<p>最高額</p>	<p>最低額</p>
-------------------------------	------------	------------

二十歳未満	二、六〇〇円	一、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三、二〇〇円	一、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、三〇〇円	三、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、三〇〇円	三、七〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、〇〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、二〇〇円	三、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	六、一〇〇円	三、〇〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、一〇〇円	二、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、一〇〇円	四、一〇〇円
六十歳以上	二、五〇〇円	二、三〇〇円

二 障害給付金

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	三、〇〇〇円	一、五〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三、六〇〇円	二、九〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、九〇〇円	三、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇〇円	四、二〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、八〇〇円	四、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、一〇〇円	三、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇〇〇円	三、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、九〇〇円	三、四〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇〇円	二、九〇〇円
六十歳以上	四、七〇〇円	二、七〇〇円